

敦賀市公認キャラクター使用に際しての同意遵守事項

- 1 公認キャラクターの使用申請について、その内容が次に掲げる事項に該当すると市長が判断した場合は、使用許可を与えない。
 - (1) 敦賀市及びキャラクター等の品位を傷つけ又はおとしめるおそれがあるような目的に使用する
- 2 公認キャラクターの使用に際しては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 使用許可を受けた目的及び用途等のみに使用すること。
 - (2) 定められた色、形状等を改造しないこと。
 - (3) 「敦賀市公認キャラクター」の表記を必ず付すこと。
 - (4) 商品等として使用する場合は、年度ごとに使用状況報告書を市長に提出すること。
 - (5) 使用許可の権利について、譲渡又は転貸等を行わないこと。
- 3 使用許可を受けた物品等の完成品については、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難な場合は、事務局の同意を得たうえで写真による提出を行うこともできる。
- 4 使用に当たり、当該キャラクターの権利保有者と調整等が必要な場合は、権利保有者と使用者間で協議等を行い、敦賀市にはいかなる負担も生じさせないこと。